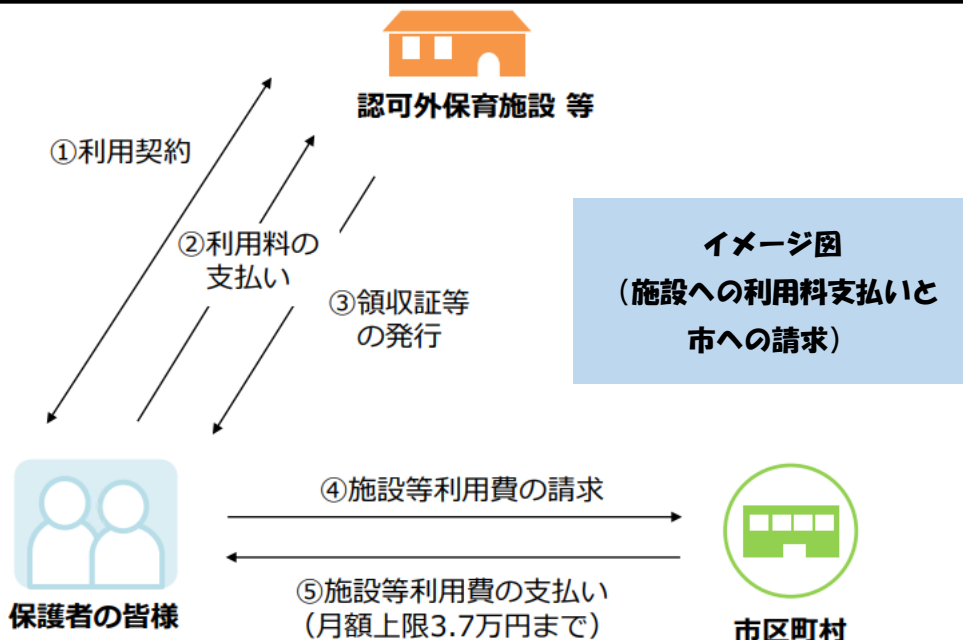


認可外保育施設（元気のもり・子どもの館を含む）、一時預かり（一時保育）事業、
病児保育、子育て援助活動支援事業（ほっと子育てふれあい事業）等をご利用の皆様

令和元年10月1日から 認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となります。



・施設等利用費を請求するためには、「保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)」を受ける必要があります。
事前に(施設を利用する概ね1か月前まで)お住いの区の区役所で認定の申請をしてください。

・施設等利用費の対象となる施設(認可外保育施設(元気のもり・子どもの館を含む)、一時預かり(一時保育)事業、病児保育、子育て援助活動支援事業)を利用した場合は、利用料を施設に一度お支払いいただき、後日、北九州市から償還払いで利用者の口座に振込みます。

・請求は決められた四半期ごと(1~3月、4~6月、7~9月、10~12月)に、翌月末までに「施設等利用費請求書(償還払い用)」※を使用して北九州市に請求してください。

請求後、審査を経て翌々月末までに北九州市から利用者の口座へ利用費を振り込みます。

施設を利用した期間	請求締切り(利用者⇒市)	口座振込み(市⇒利用者)
1~3月	4月末	5月末
4~6月	7月末	8月末
7~9月	10月末	11月末
10~12月	1月末	2月末

請求先：子ども家庭局子ども家庭部保育課「施設等利用費請求担当宛」
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 電話：093-582-2412

※「施設等利用費請求書(償還払い用)」に、「3. 振込先」の口座情報が確認できる金融機関の通帳の写し及び「5. 請求の内訳」に記載した利用料の領収書等を添付して、上記の請求先までお送りください。

※「施設等利用費請求書(償還払い用)」は市HPからダウンロードすることができます。